

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（平成31年度予算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成31年度一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 75,353 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,590,455 千円

（単位：千円）

区分		平成31年度 当初予算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者福祉	333,822	230,065	39,900	63,857	42,490
	高齢者福祉	63,457	3,723	21,639	38,095	
	児童福祉	711,491	338,351	74,816	298,324	
	母子福祉	62,450	11,663	24,389	26,398	
	（小計）	1,171,220	583,802	160,744	426,674	
社会保険	国民健康保険事業	65,967	35,212	0	30,755	26,737
	介護保険事業	120,270	0	0	120,270	
	後期高齢者医療事業	139,790	22,325	0	117,465	
	（小計）	326,027	57,537	0	268,490	
保健衛生	疾病予防	52,342	6,702	17,264	28,376	6,126
	母子保健	15,761	3,777	3,949	8,035	
	医療	25,105	0	0	25,105	
	（小計）	93,208	10,479	21,213	61,516	
合計		1,590,455	651,818	181,957	756,680	75,353

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の平成31年度予算額（183,000千円）の17分の7の額としています。

※ 各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。